

農地への固定資産税額を凍結していた規定

農地への固定資産税額の凍結は、1964（昭和39）年の地方税法改正で、「昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度分の固定資産税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の固定資産税額（以下「調整固定資産税額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の固定資産税の税額は、当該調整固定資産税額によるものとする。」という規定（附則第34項）で登場した。この規定は、1966（昭和41）年の改正で宅地（附則第30項）と農地（附則第31項）に分けられ、1969（昭和44）年に行われた附則の整備で、宅地の規定は附則第18条、農地は附則第19条となった。

したがって、ここに示している1966（昭和41）年の附則第31項は、現在の附則第19条の前身である。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十六号

昭和四十一年三月十八日

29 に関する用語の意義）
 次項から附則第六十三項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 農地 田又は畑をいう。ただし、農地法第四十一条又は第五十一条の規定により許可を受けた田若しくは畑又は田若しくは畑のうち田及び畑以外のものに関するものについては同法第四十一条又は第五十一条の規定によるものを除く。

二 宅地等 農地以外の土地をいう。

三 農地比準価格 農地について当該農地に類似する農地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が昭和三十七年改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものをいう。

四 宅地等比準価格 宅地等について当該宅地等に類似する宅地等の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が昭和三十七年改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものをいう。

五 地目の変換等 地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。

六 上昇率 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を当該宅地等に係る昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（昭和三十九年度以降の各年度において新たに固定資産税を課され、又は課することとなる宅地等については、当該宅地等の宅地等比準価格とし、また、昭和三十九年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（第二年度若しくは第三年度又

は昭和四十二年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第四十一項第一号ただし書の規定の適用を受けるものに限り）については、当該宅地等の宅地等比準価格とする。）で除して得た数値をいう。

30 (宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

| 上 昇 率 | | 負担調整率 |
|-----------------|-----|-------|
| 三 倍 未 満 | 一・一 | |
| 三 倍 以 上 八 倍 未 満 | 一・二 | |
| 八 倍 以 上 | 一・三 | |

31 (農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

32 (前年度分の昭和四十一年度分の固定資産税の特例)
 前年度分の各号に定めらるる各号に

一 昭和四十一年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る昭和四十一年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

33 昭和四十一年度分の固定資産税の特例
 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

一 昭和四十一年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る昭和四十一年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。